

～ Q & A ～

■ 個人文書

Q1	どの文書に認証を受けたいか分かりません。
A1	現地の手続きに依る為、認証の要否について本処は判断できません。 台湾の提出先機関にお問い合わせください。
Q2	他県の市区役所が発行した文書は、認証できますか。
A2	公文書の為、発行機関の所在地が本処管轄内であれば、可能です。
Q3	弁事処で、翻訳をお願いすることはできますか。
A3	本処では、翻訳業務を行っていません。 お知り合いや翻訳業者への依頼を検討してください。
Q4	文書に使用する中国語の字体は決まっていますか。
A4	台湾では、繁体字が使用されています。
Q5	文書の内容が正しいか確認してもらえますか。
A5	個人の事情が含まれる為、本処が干渉することはできません。

■ 手続き

Q1	申請時に提出する身分証明書は、保険証でもいいですか。
A1	写真や証明番号・有効期限の記載がない身分証明書は、受理できません。 ・○・・・パスポート・運転免許証・マイナンバーカード ・X・・・保険証・個人番号通知書・住民基本台帳カード・運転経歴証明書
Q2	支払いにクレジットカードは使えますか。
A2	現金のみです。
Q3	追加料金を支払ったら、即日交付や特急扱いは可能ですか。
A3	受理翌日起算5開館日後交付の通常申請のみとなっています。

台北駐大阪経済文化弁事処

Q4	受付時間を教えてください。
A4	申請は、平日9時から11時10分までです。 但し、予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください。

Q5	受領時間を教えてください。
A5	受領は、平日9時から11時半までと13時から15時までです。

Q6	申請から受け取りまで、どのくらいかかりますか。
A6	受理翌日起算5開館日です。

Q7	受け取り方法を教えてください。
A7	下記の3通りあります。郵送を希望する場合は、事前に郵便局や コンビニエンスストアにて、それぞれ必要なものを購入してください。 日本在住者 ①窓口受取・・・受取日時が記載された領収書を本処4番窓口にて提示してください。 日本在住者 ②レターパックライト・・・全項目を記入後、追跡用として事前に 「ご依頼主様保管用シール」を剥がした上で、申請時に提出してください。 台湾在住者 ③台湾へ郵送・・・「EM書類専用ラベル・A4/2枚」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト) 及「1,450円分切手」を申請時に提出してください。 宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による受取を検討してください。

■ 郵送申請

Q1	郵送による申請はできますか。
A1	公文書のみ又は公証済み私文書の認証であれば、可能です。

台北駐大阪経済文化弁事処

Q2	支払いは、どんな方法がありますか。
A2	現金書留のみ可能です。 認証費用と必要書類を同封の上、郵送してください。
Q3	返送費用は、どうなりますか。
A3	返送用レターパックライト(各項目記入済み)が代わりとなります。
Q4	郵送で申請した場合、手続きにどのくらいかかりますか。
A4	本処に申請書類が届き正式に受理された場合、受理翌日起算5開館日後の返送となります。但し、書類に不備があると、必要書類が全て揃うまで保留扱いになります。
Q5	郵送書類が届いた際の連絡をお願いできますか。
A5	郵送に関する通知連絡は行っていません。 また手続き上の確認等が無い限り、本処からの連絡もありません。
Q6	返送する際の連絡をお願いできますか。
A6	郵送に関する通知連絡は行っていません。 2週間経っても返送書類が届かない場合には、本処までお問い合わせください。
Q7	返送先に制限はありますか。
A7	はい、日本在住者の方は日本国内に限られます。
Q8	認証後、台湾への郵送をお願いできますか。
A8	台湾在住者のみ前頁④の方法が可能です。 「1,450円分の切手」(500g内)及び 「EMS専用ラベル・A4/2枚組」(国際郵便サイトにて作成しプリントアウト)を 同封してください。宛先は個人に限られ政府機関等は不可 但し、可能な限り日本在住者による代理受取を検討してください。

台北駐大阪経済文化弁事処

■ 公証役場

Q1	公証済みの文書に間違いがあった場合、訂正はできますか。
A1	公証人以外による加筆修正ができない為、公証を受け直す必要があります。 まずは、公証役場に訂正対応が可能かどうかご相談ください。 公証を受ける際は、必ず誤字脱字・書き漏れ等が無いかを確認してください。
Q2	公証の際、添付する宣誓書はどのように書いたらいいですか。
A2	フォーマットに指定はありません。 通常、下記のような文言の使用が多く見受けられます。 ・文書が原本の場合・・・「原本に相違ありません」 ・文書が写しの場合・・・「原本の写しに相違ありません」
Q3	身分証明書の事前公証は、代理公証も可能でしょうか。
A3	領務規定により、代理公証は認められません。 所有者本人が自ら公証役場に出向いて、公証を受けてください。
Q4	貴処管轄外の公証役場で公証を受けた文書は、認証できますか。
A4	私文書の為、本処管轄外で公証を受けた文書は、認証できません。

台北駐大阪経済文化弁事処